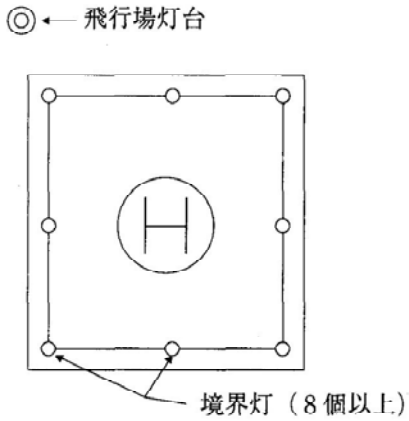
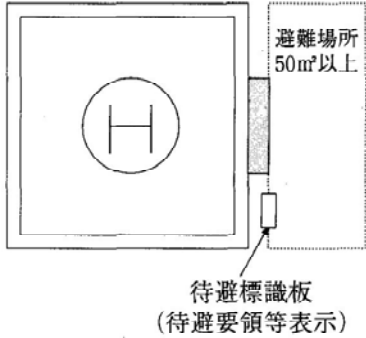


施設 項目		緊急離着陸場	
		基準の概略	図解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は着陸帯から500m離れた地点で、200m以上を確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設け設定できる。	
	進入表面の勾配	進入区域上に勾配8分の1として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、勾配5分の1とすることができる。	
	転移表面の勾配	進入表面の両側に勾配2分の1として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、建築構造又は周囲の状況からやむをえない場合にあっては、勾配1分の1とすることができる。	
離着陸帯等	大きさ	3次救急医療機関等に設置する場合、原則として24m×24m以上、他の対象物に設置する場合、20m×20m以上とすること。	
	強度	短期荷重としてとらえ、3次救急医療機関等に設置する場合は、13ton、他の対象物に設置する場合は、10ton以上とすること。	
	構造	プラットフォーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	勾配	最大縦横勾配は2%以下とすること。	
	標識及び認識番号等の表示	離着陸帯の外周線、着陸帯の境界線及びⓐの標識並びに離着陸帯内に認識番号、最大許容荷重及び連絡装置の設置方向を黄色（夜光塗料等）で表示すること。	
夜間照明設備 (非常電源付)	飛行場灯台	緊急離着陸場の付近で進入表面及び転移表面上に突出しない範囲に、飛行場灯台を設置すること。 (白色の閃光型)	
	境界灯	着陸帯に、埋込式の境界灯を等間隔に8個以上設置すること。	

施設 項目		緊急離着陸場	
		基準の概略	図解
夜間照明設備 (非常電源付)	着陸区域灯	離着陸帯を相はなれた位置から2基以上で俯瞰照明できるように設置すること。	 <p>◎ ← 飛行場灯台</p> <p>境界灯 (8個以上)</p>
	低光度航空障害灯	離着陸帯側面から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。 (設置困難な場合には、夜光塗料等でもよい。)	
	夜間照明制御盤	緊急離着陸場の付近に夜間照明制御盤及び防災センター等に遠隔操作盤を設置すること。	
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。	
脱着・転落防止施設等	脱着・転落防止施設	航空機の脱落及び要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。 また、当該施設は進入表面及び移転表面から突出しない構造であること。	 <p>避難場所 50㎡以上</p> <p>待避標識板 (待避要領等表示)</p>
	燃料流出防止装置	航空機の搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れ込まない構造とすること。(ためます、油分離槽、側溝等を利用する方式とし、1,100ℓ以上の容量を確保すること。)	
	待避場所	屋上又は設置した緊急離着陸場周辺にヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	
	消防用等	屋上又は緊急離着陸場付近に連結送水管及び消火器を設置すること。	
	連絡装置	緊急離着陸場の付近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。 また、出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は屋外から手動で解錠でき、屋内からも手元非常解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	